

平成21年5月21日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル

**セントラル警備保障**株式会社

取締役社長 白川保友

## 第37回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第37回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第37期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第37期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
（期末配当金は、当社普通株式1株につき普通配当14円となりました。）

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
変更の内容は、後記のとおりでございます。

**第3号議案** 取締役9名選任の件

本件は、武居澄男、白川保友、久須美康博、大塚静夫、山根温海、菅原 擁、小澤駿介の7氏が再選され、それぞれ重任いたし、眞壁純夫、古屋正仁の2氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 監査役1名選任の件

本件は、百合清美氏が新たに選任され、就任いたしました。

**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えるための補欠監査役として、吉澤壽美雄氏が選任されました。

以 上

## 後記

### 定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
<p><u>第7条 株券の発行</u> 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p>	(削除)
<p><u>第8条 単元株式数及び単元未満株券の不発行</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 2 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>第7条 単元株式数 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p>
<p><u>第9条 株式取扱規則</u> 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第8条 株式取扱規則 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>第10条～第12条 (記載省略)</p>	<p>第9条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第13条 基準日 当社は毎年2月末日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第12条 基準日 当社は毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第14条～第31条 (記載省略)</p>	<p>第13条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>第32条 剰余金の配当 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第31条 剰余金の配当 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第33条～第34条 (記載省略)</p>	<p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>

### 配当金のお支払いについて

第37期利益配当金は、同封の「期末配当金領収証」によりお受け取りください。また、口座振替のご指定をいただいた方には、「配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしますので、ご確認ください。